

【MEMO】

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円)

項 目	2 0 2 3 年度	2 0 2 4 年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	19,133,934	19,408,526
うち、出資金及び資本準備金の額	5,703,318	5,861,145
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	13,579,683	13,722,989
うち、外部流出予定額(△)	108,733	114,218
うち、上記以外に該当するものの額	△ 40,334	△ 61,391
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	87,306	175,076
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	87,306	175,076
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	19,221,240	19,583,602
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	675	375
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	675	375
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—

(単位：千円)

項 目	2023年度	2024年度
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	675	375
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	19,220,565	19,583,227
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	112,457,217	110,021,543
資産（オン・バランス）項目	112,457,217	110,009,704
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）	—	—
オフ・バランス項目	—	11,838
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額	—	—
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		—
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	7,338,461	4,398,292
資本フロア調整額		—
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	119,795,678	114,419,836
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	16.04%	17.11%

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便

手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。

3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

		2023年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
	現金	1,371,756	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	16,510,277	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	151,344	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	294,314,369	58,862,874	2,354,514
	法人等向け	1,330,468	1,072,955	42,918
	中小企業等向け及び個人向け	6,079,475	4,323,149	172,925
	抵当権付住宅ローン	1,292,357	445,814	17,832
	不動産取得等事業向け	54,085	52,381	2,095
	三月以上延滞等	116	58	2
	取立未済手形	81,780	16,356	654
	信用保証協会等保証付	39,015,451	3,887,797	155,511
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	共済約款貸付	—	—	—
	出資等	677,554	677,554	27,102
	(うち出資等のエクスポージャー)	677,554	677,554	27,102
	(うち重要な出資等のエクスポージャー)	—	—	—
	上記以外	26,277,180	40,941,898	1,637,675
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—
	(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	9,443,790	23,609,475	944,379

	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	435,025	1,087,562	43,502
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—
	(うち上記以外のエクスポージャー)	16,398,365	16,244,860	649,794
証券化		—	—	—
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—
	(うち非STC要件適用分)	—	—	—
再証券化		—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		1,042,329	2,176,378	87,055
	(うちレックスルー方式)	1,042,329	2,176,378	87,055
	(うちマンドート方式)	—	—	—
	(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
	(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額を算入されるものの額			—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額を算入されなかったものの額 (△)			—	—
標準的手段を適用するエクスポージャー別計		—	—	—
CVAリスク相当額÷8%		—	—	—
中央清算期間関連エクスポージャー		—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)		388,198,548	112,457,217	4,498,288
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 <基礎的手法>		オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額		所要自己資本額
		a		b = a × 4%
		7,338,461		293,538
所要自己資本総計		リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
		a		b = a × 4%
		119,795,678		4,791,827

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{）の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

【MEMO】

② 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：千円)

		2024年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	1,454,598	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	18,516,846	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	115,407	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	275,765,772	56,226,309	2,249,052
	(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	1,711,758	513,527	20,541
	カバード・ボンド向け	—	—	—
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	500,191	250,095	10,003
	(うち特定貸付債権向け)	—	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向け	567,337	303,996	12,159
	(うちトランザクター向け)	22,320	10,044	401
	不動産関連向け	16,626,495	9,752,356	390,094
	(うち自己居住用不動産等向け)	908,209	317,873	12,714
	(うち賃貸用不動産向け)	15,683,172	9,409,903	376,396
	(うち事業用不動産関連向け)	35,113	24,579	983
	(うちその他不動産関連向け)	—	—	—
	(うち ADC 向け)	—	—	—
	劣後債券及びその他資本性証券等	—	—	—
	延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	162,572	106,292	4,251
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	9,022	9,022	360
	取立未済手形	52,038	10,407	416
	信用保証協会等による保証付	38,904,062	3,890,407	155,616

	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	株式等	677,604	677,604	27,104
	共済約款貸付	—	—	—
	上記以外	22,983,186	37,786,192	1,511,447
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—
	(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	9,443,790	23,609,475	944,379
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	424,880	1,062,201	42,488
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—
	(うち上記以外のエクスポージャー)	13,114,891	13,114,891	524,595
	証券化	—	—	—
	(うち S T C 要件適用分)	—	—	—
	(短期 S T C 要件適用分)	—	—	—
	(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—
	(うち S T C ・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—
	再証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,043,605	1,008,856	40,354
	(うちルックスルー方式)	1,043,605	1,008,856	40,354
	(うちマンドレート方式)	—	—	—
	(うち蓋然性方式 250%)	—	—	—
	(うち蓋然性方式 400%)	—	—	—

	(うちフォールバック方式)	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—
	標準的手法を運用するエクスポージャー計	377,379,118	110,021,543	4,400,861
	CVAリスク相当額÷8% (簡便法)	—	—	—
	中央清算期間関連エクスポージャー	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)		377,379,118	110,021,543	4,400,861
マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞	マーケット・リスク相当額をの合計額を8%で除して得た額 a			所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
		—		—
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a			所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
		4,398,292		175,931
所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母)合計 a			所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
		114,419,836		4,576,793

③ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

	2024年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,398,292
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	114,419,836
B I	2,932,195
B I C	351,863

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注)「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門 向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別, 業種別, 残存期間別)
及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位: 千円)

		2023 年度					2024 年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
	国内	388,019,840	70,223,204	19,723,426	—	24,239	377,523,642	73,575,530	20,728,797	—	953,327
	国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別残高計		388,019,840	70,223,204	19,723,426	—	24,239	377,523,642	73,575,530	20,728,797	—	953,327
法人	農業	10,600	10,600	—	—	—	10,652	10,514	—	—	137
	製造業	41,204	41,204	—	—	—	34,420	34,420	—	—	—
	建設・不動産業	3,221,746	2,721,555	500,191	—	—	1,723,491	1,223,300	500,191	—	127,839
	金融・保険業	294,396,150	13,022,400	2,712,957	—	—	275,817,810	16,032,200	1,711,758	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	21,352	21,352	—	—	—	20,283	20,283	—	—	20,283
	日本国政府・地方公共団体	16,657,389	147,112	16,510,277	—	—	18,628,493	111,646	18,516,846	—	—
	上記以外	33,174	15,224	—	—	—	9,769,542	17,182	—	—	—
	個人	54,091,644	54,091,644	—	—	20,444	56,150,708	56,125,982	—	—	803,619
	その他	19,546,575	152,109	—	—	3,794	15,368,238	—	—	—	1,447
業種別残高計		388,019,840	70,223,204	19,723,426	—	24,239	377,523,642	73,575,530	20,728,797	—	953,327
	1 年以下	279,988,526	406,621	1,002,892	—		258,436,320	389,796	—	—	
	1 年超 3 年以下	427,353	427,353	—	—		440,860	440,860	—	—	
	3 年超 5 年以下	847,642	847,642	—	—		949,847	949,847	—	—	
	5 年超 7 年以下	2,006,893	999,489	1,007,404	—		1,846,595	837,497	1,009,098	—	
	7 年超 10 年以下	1,723,924	1,723,924	—	—		2,723,439	2,723,439	—	—	
	10 年超	83,166,314	65,453,185	17,713,128	—		87,617,957	67,898,259	19,719,698	—	
	期限の定めのないもの	19,859,184	364,987	—	—		25,508,620	335,829	—	—	
残存期間別残高計		388,019,840	70,223,204	19,723,426	—		377,523,642	73,575,530	20,728,797	—	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	2023年度					2024年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	192,257	87,306	—	192,257	87,306	87,306	175,076	—	87,306	175,076
個別貸倒引当金	787,823	863,621	16,379	771,444	863,621	863,621	781,139	—	863,621	781,139

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分		2023年度						2024年度					
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
				目的 使用	その他					目的 使用	その他		
	国 内	787,823	863,621	16,379	771,444	863,621		863,621	781,139	—	863,621	781,139	
	国 外	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
	地域別計	787,823	863,621	16,379	771,444	863,621		863,621	781,139	—	863,621	781,139	
法人	農業	1,219	2,549	—	1,219	2,549	—	2,549	137	—	2,549	137	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	個 人	786,603	861,071	16,379	770,224	861,071	16,379	861,071	781,001	—	861,071	781,001	—
	業種別計	787,823	863,621	16,379	771,444	863,621	16,379	863,621	781,139	—	863,621	781,139	—

(注) 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

[2024 年度]

(単位：千円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重 平均値
		オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産 項目	オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産 項目	信用リスク・ アセットの 額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	1,454,598	—	1,454,598	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	18,516,846	—	18,516,846	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	115,407	—	115,407	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10～20	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	275,765,772	—	275,765,772	—	56,226,309	0.20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	1,711,758	—	1,711,758	—	513,527	0.30
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	500,191	—	500,191	—	250,095	0.50
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	706,151	247,130	542,624	24,713	303,996	0.54
（うちトランザクター向け）	45	—	223,200	—	22,320	10,044	0.45
不動産関連向け	20～150	16,734,288	—	16,626,495	—	9,752,356	0.59
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	915,351	—	908,209	—	317,873	0.35
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	15,772,240	—	15,683,172	—	9,409,903	0.60
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	46,696	—	35,113	—	24,579	0.70
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	163,166	—	162,572	—	106,292	0.65
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	9,022	—	9,022	—	9,022	1.00
取立未済手形	20	52,038	—	52,038	—	10,407	0.20
信用保証協会等による保証付	0～10	39,039,515	—	38,904,062	—	3,890,407	0.10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—

株式等	250～400	677, 604	—	677, 604	—	677, 604	1. 00
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—
上記以外	100～1250	22, 983, 186	—	22, 983, 186	—	37, 786, 192	1. 64
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	—	—	—	—	—	—
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250～400	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	9, 443, 790	—	9, 443, 790	—	23, 609, 475	2. 50
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	424, 880	—	424, 880	—	1, 062, 201	2. 50
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	100	13, 114, 891	—	13, 114, 891	—	13, 114, 516	1. 00
証券化	—	—	—	—	—	—	—
(うち STC 要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(短期 STC 要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	1, 043, 605	—	1, 043, 605	—	1, 008, 856	0. 97
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	—	—	—	—	—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)	—	377, 761, 770	247, 130	377, 354, 405	24, 713	110, 021, 543	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023 年度については、記載しておりません。

⑥ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

[2024 年度]

(単位：百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）																							
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計											
我が国の中央政府及び中央銀行向け	18,516		—		—		—		—		—		18,516											
外国の中央政府及び中央銀行向け	—		—		—		—		—		—		—											
国際決済銀行等向け	—		—		—		—		—		—		—											
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他	合計										
我が国の地方公共団体向け	115,407		—		—		—		—		—		—	115,407										
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—		—		—		—		—		—		—	—										
地方公共団体金融機構向け	—		—		—		—		—		—		—	—										
我が国の政府関係機関向け	—		—		—		—		—		—		—	—										
地方三公社向け	—		—		—		—		—		—		—	—										
	0%		20%		30%		50%		100%		150%		その他	合計										
国際開発銀行向け	—		—		—		—		—		—		—	—										
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		150%	その他	合計									
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	265,034		10,731		—		—		—		—		—	—	275,765									
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—		1,711		—		—		—		—		—	—	1,711									
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		100%	その他	合計									
カード・ボンド向け	—		—		—		—		—		—		—	—	—									
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		130%	150%	その他	合計								
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—		500		—		—		—		—		—	—	—	500								
（うち特定貸付債権向け）	—		—		—		—		—		—		—	—	—	—								
	100%			150%			250%			400%			その他		合計									
劣後債権及びその他資本性証券等	—			—			—			—			—		—									
株式等	—			—			677			—			—		677									
	45%			75%			100%			その他			合計											
中堅中小企業等向け及び個人向け	22			143			79			321			567											
（うちトランザクター向け）	22			—			—			—			22											
	20%		25%		30%		31.25%		35%		37.50%		40%		50%		62.50%		70%		75%		その他	合計
不動産関連のうち自己居住用不動産等向け	—		—		—		—		907		—		—		—		—		—		—		222	908
	30%		35%		43.75%		45%		56.25%		60%		75%		93.75%		105%		150%		その他	合計		
不動産関連のうち貸付用不動産向け	—		—		—		—		—		15,683		—		—		—		—		—		15,683	
	70%			90%			110%			112.50%			150%			その他			合計					
不動産関連のうち事業用不動産関連向け	35			—			—			—			—			—			35					
	60%					その他					合計													
不動産関連のうちその他不動産関連向け	—					—					—													
	100%				150%				その他				合計											
不動産関連のうちADC向け	—				—				—				—											
	50%				100%				150%				その他				合計							
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	126				21				14				0				162							
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—				9				—				—				9							
	0%			10%			20%			100%			その他			合計								
現金	1,454			—			—			—			—			1,454								
取立未済手形	—			—			52			—			—			52								
信用保証協会等による保証付	—			38,901			—			—			2			38,904								
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—			—			—			—			—			—								
共済約款貸付	—			—			—			—			—			—								

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023 年度については、記載しておりません。

⑦ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：千円)

		2023年度		
		格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト 0 %	-	18,033,377	18,033,377
	リスク・ウェイト 2 %	-	-	-
	リスク・ウェイト 4 %	-	-	-
	リスク・ウェイト 10%	-	38,877,964	38,877,964
	リスク・ウェイト 20%	-	294,396,150	294,396,150
	リスク・ウェイト 35%	-	1,340,146	1,340,146
	リスク・ウェイト 50%	-	524,431	524,431
	リスク・ウェイト 75%	-	6,223,509	6,223,509
	リスク・ウェイト 100%	-	18,112,126	18,112,126
	リスク・ウェイト 150%	-	-	-
	リスク・ウェイト 250%	-	9,878,815	9,878,815
	その他	-	1,042,329	1,042,329
リスク・ウェイト 1250%		-	-	-
計		-	388,428,852	388,428,852

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：千円）

リスク・ウェイト 区分	2024年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCF の 加重平均値 (%)	資産の額および与 信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	336,217,491	—	—	335,913,087
40%～70%	16,443,537	223,200	10%	16,367,590
75%	143,304	16,184	10%	143,912
80%	—	—	—	—
85%	127,729	—	—	124,283
90%～100%	110,072	0	13%	110,072
105%～130%	—	—	—	—
150%	14,320	—	—	14,232
250%	677,604	—	—	677,604
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	543	7,745	10%	1,167
合計	353,734,603	247,130	10%	353,351,951

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付が A- または A3 以上で、算定基準日に長期格付が BBB - または Baa3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	2023年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・デリ バティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品 取引業者向け	-	-	-
法人等向け	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	90,459	-	-
抵当権住宅ローン	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-
証券化	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-
上記以外	-	-	-
合計	90,459	-	-

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

（単位：千円）

区 分	2024年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	196,152	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合計	196,152	—	—

- （注） 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

8. マーケット・リスクに関する事項

該当する取引はありません。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。

◇BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した特殊損失の有無該当ありません。

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当J Aの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やA L Mなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するA L M委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びA L M委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上

で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	2023年度		2024年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	-	-	-	-
非上場	10,121,344	10,121,344	10,121,394	10,121,394
合 計	10,121,344	10,121,344	10,121,394	10,121,394

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：千円)

	2023年度	2024年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	1,042,329	1,043,605
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

1 2. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当 J A では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・ リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当 J A では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク (IRBB) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・ リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当 J A は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対する I R R B B の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・ 金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次で I R R B B を計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当 J A では、経済価値ベースの金利リスク量 ($\Delta E V E$) については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の 3 シナリオによる金利ショック (通貨ごとに異なるショック幅) を適用しております。

- ・ 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 0.003 年です。
- ・ 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。
- ・ 流動性貯金への満期の割り当て方法 (コア貯金モデル等) およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・ 複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・ スプレッドに関する前提 (計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・ 内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- ・ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 $\Delta E V E$ の前事業年度末からの変動要因は、金利感応度によるものです。
- ・ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点)
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
1	上方平行シフト	6,960	6,892	40	220
2	下方平行シフト	-	-	17	0
3	スティープ化	7,171	6,729		
4	フラット化	-	-		
5	短期金利上昇	-	-		
6	短期金利低下	228	349		
7	最大値	7,171	6,892		
		2023年度		2024年度	
8	自己資本の額	19,220		19,583	

- ・「金利リスクに関する事項」については、平成19年金融庁・農水省告示第4号（平成31年2月18日付）の改正に基づき、「△NII」の開示は、開示初年度となることから当期末分のみを開示しております。
- ・「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方平行シフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める平行シフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「下方平行シフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める平行シフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

【MEMO】